

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。</p> <p>また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 外部監査機能</p> <p>①～③ (略)</p> <p>代表取締役及び取締役会等は、保険会社の子会社（法第2条第12項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（保険業法施行令（以下、「令」という。）<u>第2条の3第2項</u>に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条<u>第3項</u>に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下、「子会社等」という。）において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。</p> <p>また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 外部監査機能</p> <p>①～③ (略)</p> <p>代表取締役及び取締役会等は、保険会社の子会社（法第2条第12項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（保険業法施行令（以下、「令」という。）<u>第13条の5の2第3項</u>に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条<u>第4項</u>に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下、「子会社等」という。）において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-7-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～ (略)</p> <p>保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p>(6)～(10)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(15) (略)</p>	<p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-7-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-13 システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p>(6)～(10)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(15) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「Ⅱ-3-3-2 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-2 (3) ②」、「Ⅱ-3-3-6 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-6 (3) ②」も参照のこと。)</p> <p>(注 1)、(注 2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ～オ. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(17) ～ (22) (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>関連部門との連携</p> <p>ア. ～エ. (略)</p>	<p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「Ⅱ-3-3-2 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-2 (3) ②」、「Ⅱ-3-3-6 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-6 (3) ②」も参照のこと。)</p> <p>(注 1)、(注 2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-11 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ～オ. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(17) ～ (22) (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>関連部門との連携</p> <p>ア. ～エ. (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>オ. 保険金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保険商品の開発・改定時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。</p> <p>上記のほか、保険商品の開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「<u>Ⅱ-3-10</u> システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>オ. 保険金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保険商品の開発・改定時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。</p> <p>上記のほか、保険商品の開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「<u>Ⅱ-3-13</u> システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p><u>Ⅱ-3-7 顧客の利益の保護のための体制整備</u></p> <p><u>Ⅱ-3-7-1 意義</u></p> <p><u>利益相反の弊害は、保険会社の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</u></p> <p><u>したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することによって、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、保険会社又は同一金融グループにおけるレピュテーション・リスクの観点についても配慮する必</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>要がある。</u></p> <p><u>一方、保険会社等のグループ会社の中には、当該保険会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、保険会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、保険会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-7-2 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</u></p> <p><u>利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>利益相反を特定するプロセスは、保険会社や金融グループ内会社等の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</u></p> <p><u>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</u></p> <p><u>(2) 利益相反管理の方法</u></p> <p><u>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</u></p> <p><u>部門の分離（情報共有先の制限）</u></p> <p><u>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p><u>取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止</u></p> <p><u>取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u></p> <p><u>利益相反事実の顧客への開示</u> <u>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p>(3) <u>利益相反管理態勢等</u> <u>利益相反を管理・統括する者（以下、「利益相反管理統括者」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p><u>利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</u> <u>利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む。）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、管理対象の範囲等が明</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>II-3-7 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>II-3-7-1 意義 (略)</p> <p>II-3-7-2 管理体制 (略)</p>	<p><u>確化されているか。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p><u>利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p>II-3-7-3 監督手法・対応</p> <p><u>利益相反管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は第133条に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p>II-3-8 顧客の誤認防止等</p> <p>II-3-8-1 意義</p> <p><u>顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該保険会社が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、顧客に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。</u></p> <p>II-3-8-2 主な着眼点</p> <p><u>保険会社が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に保険会社自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。</u></p> <p>II-3-9 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>II-3-9-1 意義 (略)</p> <p>II-3-9-2 管理体制 (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
Ⅱ-3-7-3 監督手法・対応 (略)	Ⅱ-3-9-3 監督手法・対応 (略)
Ⅱ-3-8 反社会的勢力による被害の防止	Ⅱ-3-10 反社会的勢力による被害の防止
Ⅱ-3-8-1 意義 (略)	Ⅱ-3-10-1 意義 (略)
Ⅱ-3-8-2 主な着眼点 (略)	Ⅱ-3-10-2 主な着眼点 (略)
Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応 (略)	Ⅱ-3-10-3 監督手法・対応 (略)
Ⅱ-3-9 適切な表示の確保 (略)	Ⅱ-3-11 適切な表示の確保 (略)
Ⅱ-3-10 事務リスク管理態勢	Ⅱ-3-12 事務リスク管理態勢
Ⅱ-3-10-1 意義 (略)	Ⅱ-3-12-1 意義 (略)
Ⅱ-3-10-2 主な着眼点 (略)	Ⅱ-3-12-2 主な着眼点 (略)
Ⅱ-3-10-3 監督手法・対応 (略)	Ⅱ-3-12-3 監督手法・対応 (略)
Ⅱ-3-11 システムリスク管理態勢	Ⅱ-3-13 システムリスク管理態勢
Ⅱ-3-11-1 意義 (略)	Ⅱ-3-13-1 意義 (略)
Ⅱ-3-11-2 主な着眼点 (略)	Ⅱ-3-13-2 主な着眼点 (略)
Ⅱ-3-11-3 監督手法・対応 (略)	Ⅱ-3-13-3 監督手法・対応 (略)
Ⅱ-3-12 危機管理態勢	Ⅱ-3-14 危機管理態勢
Ⅱ-3-12-1 意義 (略)	Ⅱ-3-14-1 意義 (略)

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅱ-3-12-2 平時における対応 (略)</p>	<p>Ⅱ-3-14-2 平時における対応 (略)</p>
<p>Ⅱ-3-12-3 危機発生時における対応 (略)</p>	<p>Ⅱ-3-14-3 危機発生時における対応 (略)</p>
<p>Ⅱ-3-12-4 事態の沈静化後における対応 (略)</p>	<p>Ⅱ-3-14-4 事態の沈静化後における対応 (略)</p>
<p>Ⅱ-3-12-5 風評に関する危機管理態勢 (略)</p>	<p>Ⅱ-3-14-5 風評に関する危機管理態勢 (略)</p>
<p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ-2-5 弊害防止措置</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>規則第 53 条の 5 に規定する「金融機関からの独立を損なわない態様」とは、保険会社が、その営業所又は事務所（以下、「店舗」という。）をその特定関係者に該当する金融機関の店舗と同一の建物に設置しないこと又は設置する場合に店舗の態様が次に掲げるいずれにも該当することが必要である。</u></p>	
<p><u>(1) 当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間に固定された壁、間仕切りが設けられていること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該建物内の当該保険会社の店舗の出入口と当該金融機関の店舗の出入口がそれぞれ独立して設置されており、明確に区分されていること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間で、電話、受付及び会議室等を共用していないこと。</u></p>	
<p>Ⅲ-2-6 契約条件の変更</p>	<p>Ⅲ-2-5 契約条件の変更</p>
<p>Ⅲ-2-6-1 契約条件の変更の申出 (略)</p>	<p>Ⅲ-2-5-1 契約条件の変更の申出 (略)</p>
<p>Ⅲ-2-6-2 保険調査人の選任 (略)</p>	<p>Ⅲ-2-5-2 保険調査人の選任 (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ-2-6-3 保険会社の対応 (略)</p> <p>Ⅲ-2-6-4 契約条件の変更に係る承認</p> <p>(1) 契約条件の変更の承認 法第 240 条の 11 第 2 項に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-2-6-3 で示したそれぞれの事項について、保険契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-7 資産運用限度 (略)</p> <p>Ⅲ-2-8 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い (略)</p> <p>Ⅲ-2-9 特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金 (略)</p> <p>Ⅲ-2-10 議決権の取得制限 (略)</p> <p>Ⅲ-2-11 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 (略)</p> <p>Ⅲ-2-12 責任準備金対応債券 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13 保険主要株主 (略)</p>	<p>Ⅲ-2-5-3 保険会社の対応 (略)</p> <p>Ⅲ-2-5-4 契約条件の変更に係る承認</p> <p>(1) 契約条件の変更の承認 法第 240 条の 11 第 2 項に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-2-5-3 で示したそれぞれの事項について、保険契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-6 資産運用限度 (略)</p> <p>Ⅲ-2-7 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い (略)</p> <p>Ⅲ-2-8 特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金 (略)</p> <p>Ⅲ-2-9 議決権の取得制限 (略)</p> <p>Ⅲ-2-10 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 (略)</p> <p>Ⅲ-2-11 責任準備金対応債券 (略)</p> <p>Ⅲ-2-12 保険主要株主 (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ-2-14 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-1 産活法第2条第2項第1号及び産活法の施行に係る指針(以下、「施行指針」という。)第3条の事業の構造の変更の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-2 産活法第2条第2項第2号及び施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>①、② (略)</p> <p>施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の年換算保険料の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする(以下、Ⅲ-2-14-3(1)、Ⅲ-2-14-5(1)、Ⅲ-2-14-6(1)、Ⅲ-2-14-7において同じ)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)二.ロ.の事業再構築の認定の基準 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-4 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2.③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-5 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロ.の過剰</p>	<p>Ⅲ-2-13 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-1 産活法第2条第2項第1号及び産活法の施行に係る指針(以下、「施行指針」という。)第3条の事業の構造の変更の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-2 産活法第2条第2項第2号及び施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>①、② (略)</p> <p>施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の年換算保険料の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする(以下、Ⅲ-2-13-3(1)、Ⅲ-2-13-5(1)、Ⅲ-2-13-6(1)、Ⅲ-2-13-7において同じ)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)二.ロ.の事業再構築の認定の基準 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-4 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2.③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-5 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロ.の過剰</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-6 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハ.の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>(略)</p> <p>基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-2-14-3 (1) ②を準用する。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>(略)</p> <p>基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-2-14-3 (2) ②を準用する。</p> <p>Ⅲ-2-14-7 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロ.の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれⅢ-2-14-6 (1) ①、(2) ①、Ⅲ-2-14-3 (1) ②、(2) ②及びⅢ-2-14-3 (1) ③、(2) ③を準用する。</p> <p>Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-15-1 「その他の付随業務」の取扱い (略)</p> <p>Ⅲ-2-16 基金の再募集 (略)</p>	<p>供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-6 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハ.の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>(略)</p> <p>基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-2-13-3 (1) ②を準用する。</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>(略)</p> <p>基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-2-13-3 (2) ②を準用する。</p> <p>Ⅲ-2-13-7 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロ.の経営資源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれⅢ-2-13-6 (1) ①、(2) ①、Ⅲ-2-13-3 (1) ②、(2) ②及びⅢ-2-13-3 (1) ③、(2) ③を準用する。</p> <p>Ⅲ-2-14 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-14-1 「その他の付随業務」の取扱い (略)</p> <p>Ⅲ-2-15 基金の再募集 (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
Ⅲ-2-17 説明書類の作成・縦覧等 (略)	Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等 (略)
Ⅲ-2-17-1 重要性の原則の適用 (略)	Ⅲ-2-16-1 重要性の原則の適用 (略)
Ⅲ-2-17-2 記載項目についての留意事項 (略)	Ⅲ-2-16-2 記載項目についての留意事項 (略)
Ⅲ-2-17-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示 (略)	Ⅲ-2-16-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示 (略)
Ⅲ-2-17-4 説明書類の縦覧場所等について (略)	Ⅲ-2-16-4 説明書類の縦覧場所等について (略)
Ⅲ-2-17-5 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項 (略)	Ⅲ-2-16-5 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項 (略)
Ⅲ-2-18 不祥事件への対応 (略)	Ⅲ-2-17 不祥事件への対応 (略)
Ⅲ-2-19 ソルベンシー・マージン比率の計算	Ⅲ-2-18 ソルベンシー・マージン比率の計算
<p>ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条及び第 190 条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 50 号。以下、Ⅲ-2-19 において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p>	<p>ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条及び第 190 条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 50 号。以下、Ⅲ-2-18 において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p>
Ⅲ-2-19-1 届出書の記載内容のチェック (略)	Ⅲ-2-18-1 届出書の記載内容のチェック (略)
Ⅲ-2-19-2 資本の安定性・適格性等のチェック (略)	Ⅲ-2-18-2 資本の安定性・適格性等のチェック (略)
Ⅲ-2-19-3 「意図的な保有」控除のためのチェック (略)	Ⅲ-2-18-3 「意図的な保有」控除のためのチェック (略)

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
Ⅲ-2- <u>19</u> -4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (略)	Ⅲ-2- <u>18</u> -4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (略)
Ⅲ-2- <u>19</u> -5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック (略)	Ⅲ-2- <u>18</u> -5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック (略)
Ⅲ-2- <u>19</u> -6 変額年金保険等の最低保証リスクについて (略)	Ⅲ-2- <u>18</u> -6 変額年金保険等の最低保証リスクについて (略)

保険会社向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編) 新旧対照表

旧	新
<p>別紙様式2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名(又は外国保険会社等名) 役職名及び氏名 印</p> <p style="text-align: center;">兼職認可申請書</p> <p>〇〇〇〇の常務に従事いたしたく、保険業法第8条第2項(又は保険業法第19条第5項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p>	<p>別紙様式2</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名(又は外国保険会社等名) 役職名及び氏名 印</p> <p style="text-align: center;">兼職認可申請書</p> <p>〇〇〇〇の常務に従事いたしたく、保険業法第8条第1項(又は保険業法第19条第5項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p>
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式2の2 2 履歴書 3 兼職をする他の会社に係る下記の書面 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款(これに準ずるものを含む。) (2) 最終の貸借対照表 (3) 最終の損益計算書 (4) 最終の事業報告書 (5) 最終の株主資本等変動計算書(相互会社にあつては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書) (6) その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面 4 その他参考となるべき事項を記載した書類 	<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式2の2 2 履歴書 3 兼職をする他の会社に係る下記の書面 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款(これに準ずるものを含む。) (2) 最終の貸借対照表 (3) 最終の損益計算書 (4) 最終の事業報告書 (5) 最終の株主資本等変動計算書(相互会社にあつては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書) (6) その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面 4 その他参考となるべき事項を記載した書類